

期間限定で国民年金保険料をさかのぼって納められます

平成24年10月1日から3年間に限り国民年金保険料を過去10年分までさかのぼって納めることができるようになります。

◇対象 老齢基礎年金を受給していない方で、過去10年分に未納のある方

◇期間 平成24年10月1日～平成27年9月30日まで

◇保険料の額 3年度以上さかのぼって保険料を納めるときは、当時の保険料に加算金がかかります。

◇問合せ
栃木年金事務所 ☎(22)6074
ねんきんダイヤル
☎0570(05)1165

情報公開・個人情報保護制度の利用状況

◇情報公開制度とは
市政に対する理解を深めてもらうため、市が保有している様々な文書を、市民の皆さんからの請求で公開する制度です。

◇個人情報保護制度とは
市が保有している個人情報を保護することが主目的ですが、自己に関する情報の開示を請求することもできます。

◇昨年度(平成23年4月～24年

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区を決定しました

旧日光例幣使街道に沿って江戸末期から昭和前期頃に建てられた見世蔵や土蔵などの伝統的な建造物が多く残る嘉右衛門町地区を伝統的建造物群保存地区(伝建地区)に決定し、現在まで継承されてきた歴史と伝統、それらを彩る文化遺産を守り伝えるため、伝統的な建造物や町並みの保存・整備を行うことになりました。

◇市の許可が必要！
今後は、伝建地区内で建築物・工作物等を新築・増築・改築・移転又は除却される場合などは、市の許可が必要になります。新増築等の計画がある場合は、早めに連絡・相談ください。

☆伝建地区

◇名称 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

◇面積 約9.6ha

◇区域 泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町および昭和町各一部

※詳しい地図は市ホームページをご覧ください。

◇問合せ
伝建推進室 ☎(21)2619

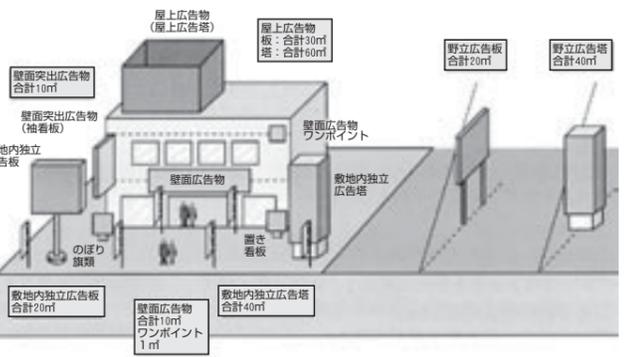
景観行政団体になりました

4月1日から景観法に基づく景観行政団体になりました。景観行政団体とは、積極的に景観行政を担う自治体になります。今後、市民の皆さんと協力して、景観法による景観計画を策定し、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりを進めていきます。

◇問合せ
都市計画課 ☎(21)2612

◇屋外広告物(看板)を出すときは、許可が必要です！
屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出・表示されたものです。屋外広告物を設置する場合は、栃木県屋外広告物条例により、あらかじめ市の許可を受ける必要があります。許可の基準は、地域ごとや広告の種類ごとに、大きさや高さなどが定められています。

■広告主の皆さんへ
◇これから広告物を表示する方
○広告物の表示を依頼する屋外広告業者は、原に登録されている業者ですか(登録の有無はホームページをご覧ください)
○屋外広告物を表示しようとする



るときは、市の許可が必要です。既に広告物を表示している方、屋外広告物条例等の基準に適合し、市の許可を受けている広告物ですか(一部許可が不要な広告物があります)。

○腐食、退色などがないように維持管理を行っていますか

◇許可が不要な屋外広告物の例
○表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物(自己の店舗などの敷地内で、自己の営業内容などを表示する広告物)

○他法令の規定により設置されるもの

屋外広告物条例における許可広告物の掲出イメージ(田園調和型地域の例)

◇日時 5月27日(日)午前7時～8時※小雨時も実施

◇区間 蟹田橋(大町)～J.R両毛線高架橋

◇主催 河川愛護会、自治会連合会、保健委員連合会

◇問合せ 栃木市河川愛護会事務局(本)維持管理課内 ☎(21)2637

5月30日は「みゼロの日」
5月30日(水)は、5(こ)3(み)0(ゼロ)の日です。
まちをきれいにするために、みゼロの日、又はその前後の日で、自宅周辺などの自主的な清掃活動に協力をお願いします。

◇問合せ
環境課 ☎(21)2604

住まいの塗装は地域の信頼できる当社へ!

住まいは、生きています。だから手入れが必要です。『見積・診断は無料』

屋根・外壁・塗替・リフォーム請負

(運動公園東側 駐車場前)

オオアク塗装工業株式会社

栃木市箱森町51-28
TEL. 0282-22-5981
お気軽にお電話下さい。

3月)の利用状況

○情報公開請求:72件
○個人情報開示請求:12件

◇問合せ 市政情報センター
(市役所3階/☎(21)2314)

外国人の方と家族・外国人の方を受け入れている所属機関の方へ

★平成24年7月9日から現在の外国人登録制度が廃止され、新しい制度がスタートします。

◇対象 3か月を超えて在留資格を有し適法に在留する外国人(在留資格が無い方、観光目的で短期滞在する方は対象外)

★日本人と同様に住民票が作成されます。

5月中旬ころ仮住民票を郵送します。記載してある内容と事実と相違がある場合は、変更手続きをしてください。

★他市町村への住所変更の手続きが変わります。

市外に住所を変更する前に市役所又は各総合支所で「在留カードまたは特別永住者証明書」をお持ちになり、「転出証明書」の交付を受ける必要があります。

転入先の役場・役所には「転出証明書」と「在留カードまたは特別永住者証明書」をお持ちになり転入の手続きをする必要があります。

外国人の方と家族・外国人の方を受け入れている所属機関の方へ

◇交付 法施行後
※現在の外国人登録証明書は一定期間使用可能です。

在留カード http://www.immi-noj.go.jp/newimmact_1/
特別永住者証明書 http://www.immi-noj.go.jp/newimmact_2/
政府広報インターネットテレビ

◇問合せ
市民生活課 ☎(21)2146
生活環境課 ☎(43)9209
生活環境課 ☎(62)0903
生活環境課 ☎(29)1102
生活環境課 ☎(92)0306
外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570・013904 / 中国・韓国・スペイン・ポルトガル・英語、IP、PHS、海外からは ☎(03)5796・7112 (平日午前8時30分～午後5時15分)

保安林は森林を守る制度です

森林は、雨水を貯える水源としての役割や土砂崩れを防止する

るなど様々な機能を持っています。県ではこの森林のうち特に重要な役割を果たしている森林を「保安林」に指定し、その機能が失われないように森林の管理方法を定めています。保安林で立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は、事前に届出や許可を受ける必要があります。

◇伐採手続き問合せ
農林課 ☎(21)2557

◇指定手続き問合せ
県南環境森林事務所
☎0283(23)1441
県森林整備課
☎02862333288

「歯の衛生週間」行事 フッ素塗布のお知らせ

フッ素塗布でむし歯を予防しましょう。

◇期日 6月10日(日)午前中

◇場所 総合体育館(川原田町)

◇対象 小学1年生、幼稚園等
年長児

◇費用 無料

◇協力 下都賀歯科医師会

◇申込・問合せ 5月14日(月)までに左記へ

本 健康増進課 ☎(25)3512
大 健康福祉課 ☎(45)1788
藤 健康福祉課 ☎(62)0904
都 健康福祉課 ☎(29)1103
西 健康福祉課 ☎(92)0311

巴波川一斉清掃にご協力を

栃木県屋外広告物条例および施行規則(許可基準)、屋外広告業者などは、県ホームページをご覧ください。

※新たに嘉右衛門町伝建地区が禁止区域となりました。

※許可申請・手数料など詳しくは左記へ

◇申請・問合せ
都市計画課 ☎(21)2612

入会金0円 今日自分磨きの日 体験教室・見学会実施中 全258講座受講生募集 託児室有(要予約)

半年間 6,300円(6回)講座 ~ 15,750円(22回)講座 ~

フリータイムのご案内

区分	1回券	回数券(11回)
大人	500円	5,000円
高校生以下	400円	4,000円

プール	トレーニングルーム
月 12:30~14:00	水 10:00~15:00
水 12:30~14:00	水 17:30~20:30
金 12:30~14:00	土 10:00~19:00

子供
スイミング・バレエ・HIP-HOP・体操教室・英会話・空手・ベビーマッサージ等

ペアレントチギ ☎0282-25-2255 栃木市錦町7-8